

(様式2)

地方公営企業法施行令(昭和27年9月3日政令第403号)第21条の14第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年11月29日

横浜市契約事務受任者
交通局長 三村 庄一

1 契約の概要

舞岡駅排水ポンプ1号機緊急更新工事
・排水ポンプ緊急更新工一式

2 履行(納品)場所

戸塚区舞岡町771番地

3 契約日

令和5年7月18日

4 履行日又は履行期間

令和5年7月18日から令和5年11月30日まで

5 契約金額

¥3,069,000.- (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥279,000.-)

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社神奈川保健事業社
横浜市金沢区鳥浜町4-18

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

舞岡駅排水ポンプ1号機に故障が発生し、トンネル湧水を適切に排水することができず軌道に溢れ、列車の運行に多大な影響を及ぼす危険性があることから、緊急更新工事を行う必要がありました。

8 契約の相手方の選定理由

当該ポンプの保守点検委託受託者であり、その構造や不具合の状況を熟知しており、また、社内に確実な工事対応ができる機材確保や作業員配置体制を整えていることから、上記事業者を契約の相手方としました。

9 所管課

交通局工務部建築課